

着陸料算定の特例

中部国際空港供用規程（以下「規程」という。）第15条第2項第1号エに規定する中部国際空港の着陸料算定の特例を次のとおり定める。

I 最大離陸重量の特例

1. 特例の対象及び種類

規程第15条第2項第1号アからウまでにおいて着陸料の算定を行う場合の算定の基礎となる最大離陸重量の扱いについては、次に掲げる特例を設けることとし、当該特例は2. から10. までにおいて定める内容とする。また、それぞれの特例の適用については、航空運送事業者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項又は同法第129条第1項の許可を受けた者とする。以下同じ。）ごとに行うこととする。なお、2. から10. までの規定に基づいて算定される重量を、IIにおいて着陸料の算定を行う際に計算の基礎となる重量から割り引くべき重量（以下「割引重量」という。）とする。

（1）航空運送事業者のうち、国際航空に従事する航空機を運航する者（以下「国際航空運送事業者」という。）に適用されるもの

- ① 国際線新規就航割引
- ② 国際線未就航都市割引
- ③ 国際線増量割引
- ④ 国際線多頻度運航割引
- ⑤ 国際線大型機材割引
- ⑥ 国際線貨物拠点化割引

（2）航空運送事業者のうち、国内航空に従事する航空機を運航する者（以下「国内航空運送事業者」という。）に適用されるもの

- ① 国内線未就航都市割引
- ② 国内線増量割引
- ③ 国内線大型機材割引

2. 国際線新規就航割引

（1）対象

国際線新規就航割引の対象は、次の（ア）又は（イ）に該当する航空機とする。ただし、当該航空機のうち、国際線未就航都市割引及び国際線増量割引の適用路線を運航する航空機は、本国際線新規就航割引の算定の対象外とする。

(ア) 中部国際空港において、2019年3月30日時点で、一定の日時により有償でもっぱら旅客を運送していない国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦外の地点との間に新たに路線を定めて、一定の日時により有償で旅客の運送をするために中部国際空港に着陸した航空機。または、国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦外の地点との間に新たに路線を定めて、一定の日時により有償で旅客の運送をするために中部国際空港に着陸した航空機であって、当該国際航空運送事業者が、当該航空機の運航開始日から過去1年間に一定の日時により有償でもっぱら旅客の運送をした実績のない場合。

(イ) 中部国際空港において、2019年3月30日時点で、一定の日時により有償でもっぱら貨物を運送していない国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦外の地点との間に新たに路線を定めて、一定の日時により有償で貨物の運送をするために中部国際空港に着陸した航空機。または、国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦外の地点との間に新たに路線を定めて、一定の日時により有償で貨物の運送をするために中部国際空港に着陸した航空機であって、当該国際航空運送事業者が、当該航空機の運航開始日から過去1年間に一定の日時により有償でもっぱら貨物の運送をした実績のない場合。

(2) 割引重量

国際線新規就航割引の割引重量は、(1)に定める航空機の運航開始日を起算日として、(4)に定める適用期間において、次に規定する割引率を乗じて算定する。

ただし、(1)に定める航空機を運航する国際航空運送事業者が、その運航を停止し、その停止後2019年3月31日以降の最初の運航開始日から3年以内に運航を再開する場合は、2019年3月31日以降の最初の運航開始日を起算日とし、次に規定する割引率を乗じて算定する。

国際線新規就航割引の割引率

	就航1年目	就航2年目	就航3年目
割引率	100%	70%	50%

(3) 算定区分

割引重量は、(1)の条件を満たす航空機のうち、もっぱら貨物を運送する航空機とそれ以外の航空機とにそれぞれ区分して算定する。

(4) 適用期間

国際線新規就航割引は、次の(ア)又は(イ)に定める期間中適用する。

(ア) 2019年3月31日から2020年3月31日の間に(1)に定める航空機の運航を開始した国際航空運送事業者の航空機は、2020年4月1日から、(1)に定める航空機の運航開始日から起算して3年が経過する日まで。

(イ) 2020年4月1日から2023年3月31日までの間に(1)に定める航空機の運航を開始し

た国際航空運送事業者の航空機は、(1)に定める航空機の運航開始日から起算して3年間。

3. 国際線未就航都市割引

(1) 対象

国際線未就航都市割引の対象は、国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と他の地点との間に新たに(2)で規定する路線を定めて、一定の日時により有償で旅客又は貨物を運送するために中部国際空港に着陸した航空機とする。ただし、当該航空機のうち、国際線新規就航割引及び国際線増量割引の適用路線を運航する航空機は、本国際線未就航都市割引の算定の対象外とする。

(2) 適用路線

(ア) 国際線未就航都市割引は、国際航空運送事業者が、中部国際空港と本邦外の地点との間に新たに路線(これと接続して運航される本邦内の各地点間における路線を含む。)を定めて、一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、運航開始日から過去1年間、国際航空運送事業者によって一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送が行われていない路線に適用する。

(イ) 以下の場合会社が適用路線の査定を行うことができる。

- ① 国際航空運送事業者が、中部国際空港と本邦外の地点との間に新たに路線(これと接続して運航される本邦内の各地点間における路線を含む。)を定めて、一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送を行うことを公表し、公表時点においては国際線未就航都市割引の対象となる見込みであったものの、公表時点から運航開始までの間に、他の国際航空運送事業者が、一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送を開始したことによって適用路線とならなかった場合。
- ② 国際航空運送事業者が、中部国際空港と本邦外の地点との間に新たに路線(これと接続して運航される本邦内の各地点間における路線を含む。)を定めて、一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、運航開始日から過去1年間、中部国際空港とその接続する各地点に近接する地点間において、国際航空運送事業者により一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送が行われた実績がある場合。
- ③ その他会社が必要と認める場合。

(3) 割引重量

国際線未就航都市割引の割引重量は、(6)に定める適用期間において、次に規定する割引率を乗じて算定する。

ただし、国際線未就航都市割引の適用路線を運航する国際航空運送事業者が、その適用路線の運航を停止し、その停止後2019年3月31日以降の最初の運航開始日から3年以内に、同一の国際航空運送事業者が同一路線の運航を再開する場合は、2019年3月31日以降の最初の運航開始日を起算日とし、次に規定する割引率を乗じて算定する。

国際線未就航都市割引の割引率

	就航1年目	就航2年目	就航3年目
割引率	100%	70%	50%

(4) 適用条件

国際線未就航都市割引は、国際線未就航都市割引の適用路線を運航する国際航空運送事業者の運航路線総数が、運航開始日の属する月の前年同月と比較して増加していることを適用条件とする。また、国際線未就航都市割引の適用期間中に、国際線の運航路線総数が減少しないことを継続的に国際線未就航都市割引が適用されるための条件とする。ただし、運航期間が限定的な路線（季節運航便）がある場合等、会社が必要と認める時は、会社が運航路線総数及び国際線未就航都市割引の適用可否の査定を行うことができる。

(5) 算定区分

割引重量は、(1)の条件を満たす航空機のうち、もっぱら貨物を運送する航空機とそれ以外の航空機とにそれぞれ区分して算定する。

(6) 適用期間

国際線未就航都市割引は、次の(ア)又は(イ)に定める期間中適用する。

(ア) 2019年3月31日から2020年3月31日の間に運航を開始した(1)に定める航空機は、2020年4月1日から、その運航開始日から起算して3年が経過する日まで。

(イ) 2020年4月1日から2023年3月31日までの間に運航を開始した(1)に定める航空機は、運航開始日から起算して3年間。

4. 国際線増量割引

(1) 対象

国際線増量割引の対象は、国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦外の地点との間に路線（これと接続して運航される本邦内の各地点間における路線を含む。）を定めて、一定の日時により有償で旅客又は貨物を運送するために中部国際空港に着陸した航空機とする。ただし、当該航空機のうち、国際線新規就航割引及び国際線未就航都市割引の適用路線を運航する航空機は、本国際線増量割引の算定の対象外とする。

(2) 割引重量の算定対象期間

国際線増量割引の対象は2020年4月1日から2023年3月31日までに生じた増加重量とする。また、割引重量の算定に際し用いる単位期間は、6箇月間とし、上期は4月1日から9月30日まで、下期は10月1日から翌年3月31日までとする。

(3) 割引重量

各年・各期における割引重量は、(2)に規定する単位期間における(1)に規定する航空機の最大離陸重量の当該国際航空運送事業者ごとの合計（以下「国際線単位期間累計重量」という。）の、前年同期からの増加分を計算し、これに50%を乗じて算定する。ただし、国際線単位期間累

計重量には、国際線新規就航割引及び国際線未就航都市割引の適用路線の重量は含めないものとする。

(4) 単位期間の補正

(1) から (3) の規定に基づき割引重量を算定するに際して、一の単位期間の日数とこれと比較すべき単位期間の日数に差がある場合には、必要な補正を行い、割引重量を算定する。

5. 国際線多頻度運航割引及び国際線大型機材割引

(1) 加算割引率

2 から 4 の規定において、次の (2) 又は (3) に該当する場合には、割引重量の割引率に 20% を加算するものとする。ただし、(2) と (3) の両方に該当する場合であっても、加算する割引率は 20% とする。また、加算後の割引率の上限は 100% とする。

(2) 国際線多頻度運航割引

割引重量が、同一日において同一機材により中部国際空港と本邦外又は本邦内の他の地点との間を複数回運航されたもの、若しくは、それに準ずる運航をされたものによる場合。ただし、当該運航を週間 3 日以上行い、且つ、その他の曜日においても毎日の運航を行う場合に限る。

(3) 国際線大型機材割引

割引重量が、最大離陸重量が 130 トンを超える大型機材により運航されたものによる場合。

6. 国際線貨物拠点化割引

(1) 対象

対象となる航空機は、2020 年 3 月 31 日現在、中部国際空港と本邦外の地点との間に路線を定めて運航を行っていない国際航空運送事業者が、適用期間中に他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦外の地点との間に 2 以上の路線（うち 1 路線は、中部国際空港と本邦内の地点との間でも可とする）を定めて新規に運航を開始し、一定の日時により有償でもっぱら貨物を運送する場合において、貨物の積込又は取卸を行うために中部国際空港に着陸した航空機とする。

(2) 割引重量の算定対象期間

割引重量の算定対象は 2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの新規就航等により生じた増加重量とする。また、割引重量の算定に際し用いる単位期間は、6 箇月間とし、上期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、下期は 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(3) 割引重量

各年・各期における割引重量の算定は次による。

- ・(2) に規定する単位期間における (1) に規定する航空機の最大離陸重量を当該国際航空運送事業者ごとに合計する。(以下「国際線貨物拠点単位期間累計重量」という。)
- ・各年・各期の割引重量は、当該国際線貨物拠点単位期間累計重量の前年同期からの増加分を計算し、これに 80% を乗じて算定する。
- ・割引重量を算定する期間は、当該国際線貨物拠点単位期間累計重量が前年同期から増加する

こととなった運航を開始した日から、3年を経過する日の属する単位期間の末日までとする。
(4) 次のアからウのいずれかに該当する場合、本特例は適用しない。ただし、天候その他やむを得ない事由がある場合にはこの限りでない。

ア 「2以上の路線」について、新規に運航を開始した日から6箇月を経過しても他の路線の運航を行わない場合。

イ 週間2便以上の運航を行わない場合。

ウ 2. から4. に規定する特例の適用を受ける場合。

7. 国内線未就航都市割引

(1) 対象

国内線未就航都市割引の対象は、国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦内の他の地点との間に新たに(2)で規定する路線を定めて、一定の日時により有償で旅客又は貨物を運送するために中部国際空港に着陸した航空機とする。ただし、当該航空機のうち、国内線増量割引の適用路線を運航する航空機及びⅢに規定する特例の適用を受ける航空機は、本国内線未就航都市割引の算定の対象外とする。

(2) 適用路線

(ア) 国内線未就航都市割引は、国内航空運送事業者が、中部国際空港と本邦内の他の地点との間に新たに路線を定めて、一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、運航開始日から過去1年間、国内航空運送事業者によって一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送が行われていない路線に適用する。

(イ) 以下の場合会社が適用路線の査定を行うことができる。

- ① 国内航空運送事業者が、中部国際空港と本邦内の他の地点との間に新たに路線を定めて、一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送を行うことを公表し、公表時点においては国内線未就航都市割引の対象となる見込みであったものの、公表時点から運航開始までの間に、他の国内航空運送事業者が、一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送を開始したことによって適用路線とならなかった場合。
- ② 国内航空運送事業者が、中部国際空港と本邦内の他の地点との間に新たに路線を定めて、一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、運航開始日から過去1年間、中部国際空港とその接続する各地点に近接する地点間において、国内航空運送事業者により一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送が行われた実績がある場合。
- ③ その他会社が必要と認める場合。

(3) 割引重量

国内線未就航都市割引の割引重量は、(6)に定める適用期間において、次に規定する割引率を乗じて算定する。

ただし、国内線未就航都市割引の適用路線を運航する国内航空運送事業者が、その適用路線の運航を停止し、その停止後2019年3月30日以降の最初の運航開始日から3年以内に同一の国

内航空運送事業者が同一路線の運航を再開する場合は、2019年3月30日以降の最初の運航開始日を起算日とし、次に規定する割引率を乗じて算定する。

国内線未就航都市割引の割引率

	就航1年目	就航2年目	就航3年目
割引率	100%	70%	50%

(4) 適用条件

国内線未就航都市割引は、国内線未就航都市割引の適用路線を運航する国内航空運送事業者の運航路線総数が、運航開始日の属する月の前年同月と比較して増加していることを適用条件とする。また、国内線未就航都市割引の適用期間中に運航路線総数が減少しないことを継続的に国内線未就航都市割引が適用されるための条件とする。ただし、運航期間が限定的な路線（季節運航便）がある場合等、会社が必要と認める時は、会社が運航路線総数及び国内線未就航都市割引の適用可否の査定を行うことができる。

(5) 算定区分

割引重量は、(1)の条件を満たす航空機のうち、もっぱら貨物を運送する航空機とそれ以外の航空機とにそれぞれ区分して算定する。

(6) 適用期間

国内線未就航都市割引は、次の(ア)又は(イ)に定める期間中適用する。

(ア) 2019年3月31日から2020年3月31日の間に運航を開始した(1)に定める航空機は、2020年4月1日から、その運航開始日から起算して3年が経過する日まで。

(イ) 2020年4月1日から2023年3月31日までの間に運航を開始した(1)に定める航空機は、運航開始日から起算して3年間。

8. 国内線増量割引

(1) 対象

国内線増量割引の対象は、国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と他の本邦内の地点との間に路線を定めて、一定の日時により有償で旅客又は貨物を運送するために中部国際空港に着陸した航空機とする。ただし、当該航空機のうち、国内線未就航都市割引の適用路線を運航する航空機及びⅢに規定する特例の適用を受ける航空機、本国内線増量割引の算定の対象外とする。

(2) 割引重量の算定対象期間

国内線増量割引の対象は2020年4月1日から2023年3月31日までに生じた増加重量とする。また、割引重量の算定に際し用いる単位期間は、6箇月間とし、上期は4月1日から9月30日まで、下期は10月1日から翌年3月31日までとする。

(3) 割引重量

各年・各期における割引重量は、(2)に規定する単位期間における(1)に規定する航空機の最大離陸重量の当該国内航空運送事業者ごとの合計(以下「国内線単位期間累計重量」という。)の、前年同期からの増加分を計算し、これに50%を乗じて算定する。ただし、国内線単位期間累計重量には、国内線未就航都市割引の適用路線及びⅢに定める特例の適用路線の重量は含めないものとする。

(4) 単位期間の補正

(1)から(3)の規定に基づき割引重量を算定するに際して、一の単位期間の日数とこれと比較すべき単位期間の日数に差がある場合には、必要な補正を行い、割引重量を算定する。

9. 国内線大型機材割引

7及び8の規定において、割引重量が、最大離陸重量が130トンを超える大型機材により運航されたものによる場合、割引重量の割引率に20%を加算するものとする。ただし、加算後の割引率の上限は100%とする。

10. 重量の査定

2.から9.までの規定の適用にあたっては、会社合併、持株会社設立等による経営統合等及び共同運航の関係にある航空運送事業者間において同時期に同規模の増減便があった場合等、会社が必要と認める時は重量の査定を行うものとする。

II 特例が適用される航空機の着陸料の算定方法

Iに定める最大離陸重量の特例が適用される航空運送事業者が、会社に対して支払わなければならない着陸料の額は、当該航空運送事業者の国際航空に従事する航空機及び国内航空に従事する航空機のそれぞれにおける着陸料算定の基礎となる最大離陸重量の合計に規程15条第2項第1号アからウに定める額を乗じた額から、Iの2.から9.までの規定に基づき算定される割引重量(トンによるものとし、トン未満は、1トンとして計算する。)の合計に規程第15条第2項第1号ア(ア)に定める額を乗じた額を控除した額とする。

III 着陸料の特例

国内線小型ジェット機(提供座席数が100席以下のジェット機をいう。以下同じ。)に対する着陸料の特例を次のとおり定める。

(1) 適用期間は2020年4月1日から2023年3月31日までとする。

(2) 対象となる航空機は、国内定期航空運送事業を営む本邦航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦内の各地間に路線を定めて、一定の日時により有償で旅客を運送する場合(臨時便を含む)において、旅客の搭乗又は降機を行うために中部国際空港に着陸した小型ジェット機とする。

(3) 本特例が適用される航空機の着陸料は、規程第15条第2項第1号ア(ア)又はウ(ア)(イ)

の規定により計算して得た額から 80%を割り引くこととする。

(4) 本特例については、規程第 15 条第 2 項第 1 号ア (イ) は適用しないものとする。

(5) I. 7 及び I. 8 に規定する特例の適用を受ける場合、本特例は適用しない。